

京都市上下水道局管理規程第25号

京都市上下水道局職員の育児休業等に関する規程の一部を改正する規程を次のように制定する。

平成20年3月31日

京都市公営企業管理者

上下水道局長 西村 誠一郎

京都市上下水道局職員の育児休業等に関する規程の一部を改正する規程

京都市上下水道局職員の育児休業等に関する規程の一部を次のように改正する。

第3条の見出し中「職務復帰後」を「育児休業をした職員の職務復帰後」に改め、同条中「ときは、当該育児休業の期間の2分の1に相当する」を「場合において、他の職員との均衡上必要があると認められるときは、その育児休業期間を100分の100以下の換算率により換算して得た」に改める。

第5条第2項中「、職員の託児の態様、通勤の状況等から必要と認められる時間について、30分」を「15分」に改め、同条第3項各号列記以外の部分中「の各号」を削り、同項第3号中「部分休業を」を「職員が部分休業を」に、「職員以外」を「当該職員以外」に改める。

第7条第2項第2号中「部分休業に係る子を職員」を「職員が部分休業により養育している子を当該職員」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成20年4月1日から施行する。

(育児休業をした職員の職務復帰後における給料月額調整に関する経過措置)

2 この規程による改正後の京都市上下水道局職員の育児休業等に関する規程(以下「改正後の規程」という。)第3条の規定は、育児休業をした職員がこの規程の施行の

日（以下「施行日」という。）以後に職務に復帰した場合における給料月額調整について適用し、育児休業をした職員が施行日前に職務に復帰した場合における給料月額調整については、なお従前の例による。

- 3 この規程の施行の際現に育児休業をしている職員が施行日以後に職務に復帰した場合における改正後の規程第3条の規定の運用については、同条中「100分の100以下」とあるのは、「100分の100以下（当該期間のうち平成20年4月1日以前の期間については、2分の1）」とする。

（上下水道局総務部職員課）